

109 短期入所療養介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
介護医療院における短期入所療養介護費			
夜勤減算	療養病棟における夜勤を行う看護・介護職員の数が利用者の数及び入所者の数の合計数が30又はその端数を増す毎に1以上(ただし2人以上)	☐ 満たさない	
	夜勤を行う看護職員の数1以上	☐ 満たさない	
	ユニット型・・・2ユニットごとに夜勤を行う看護又は介護職員1以上	☐ 満たさない	
定員超過減算		☐ 該当	
人員基準減算		☐ 該当	
ユニットケア減算	日中常時1名以上の介護又は看護職員の配置	☐ 未配置	
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	☐ 未配置	
療養環境減算Ⅰ	廊下幅1.8m(両側に居室の場合2.7m)未満	☐ 該当	
療養環境減算Ⅱ	療養室の床面積の合計を入所定員で除した数が8未満	☐ 該当	
夜間勤務等看護Ⅰ	夜勤を行う看護職員の数、利用者の数及び入所者の数の合計数が15又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上	☐ 該当	
夜間勤務等看護Ⅱ	夜勤を行う看護職員の数、利用者の数及び入所者の数の合計数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上	☐ 該当	
夜間勤務等看護Ⅲ	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数、利用者の数及び入所者の数の合計数が15又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上	☐ 該当	
	夜勤を行う看護職員1以上	☐ 該当	
夜間勤務等看護Ⅳ	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数、利用者の数及び入所者の数の合計数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入所療養介護が必要と医師の判断、介護支援専門員、受入事業所の職員との連携、利用者又は家族の同意を得て短期入所療養介護を開始	☐ 該当	
	加算適用利用者が次を満たす 病院又は診療所に入院中の者、介護保険施設等に入院又は入所中の者、認知症対応型共同生活介護等を利用中の者が、直接、短期入所療養介護の利用を開始していない。	☐ 該当	
	医師が判断した日又はその次の日に利用開始	☐ 該当	
	利用開始日から7日を限度に算定	☐ 該当	
	判断した医師が診療録等に症状、判断の内容等を記録	☐ 該当	
	介護サービス計画書による記録	☐ 該当	
緊急短期入所受入加算	居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが居宅サービス計画されていない	☐ 該当	
	居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めている	☐ 該当	
	利用理由・期間・対応などの事項を記録	☐ あり	
	緊急利用者の変更前後の居宅サービス計画の保存	☐ あり	
	緊急受入後の適切な介護のための介護支援専門員との連携	☐ あり	
	7日を限度に算定（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）	☐ 該当	
	受入窓口の明確化	☐ あり	
	空床情報の公表	☐ あり	
若年性認知症利用者受入加算	「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定していない	☐ 該当	
	若年性認知症利用者ごとの個別担当者	☐ 該当	
	利用者に応じた適切なサービス提供	☐ 実施	
	「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定していない	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	☐ あり	
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	☐ 該当	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	☐ 該当	
	定員、人員基準に適合	☐ 該当	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	☐ 該当	
	療養食の献立の作成	☐ 該当	療養食献立表
緊急時治療管理	利用者の病状が重篤となり、救命救急医療が必要	☐ 該当	
	緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を実施	☐ 該当	
	同一の利用者について月に1回、連続する3日を限度に算定	☐ 該当	
認知症専門ケア加算Ⅰ	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）の割合が5割以上	☐ 該当	
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐ 該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症専門ケア加算Ⅱ	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）の割合が5割以上	☐ 該当	
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐ 該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施	☐ 該当	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	☐ 該当	
	介護職員、看護職員毎の認知症ケアに関する研修計画の作成、当該計画に従い研修を実施（実施予定も含む）	☐ 該当	
重度認知症疾患療養体制加算（Ⅰ）	看護職員が常勤換算法で入所者等の合計数が4又はその端数を増す毎に1以上	☐ 該当	
	入所者等がすべて認知症の者	☐ 該当	
	届出の前3月において日常生活に支障を来すおそれがある症状等から介護を必要とする認知症の者の割合が2分の1以上	☐ 該当	
	精神保健福祉士又はこれに準じる者及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がそれぞれ1名以上配置	☐ 該当	
	近隣の精神科病院と連携し、当該精神科病院に必要な応じて入院させる体制が確保	☐ 該当	
	前3ヶ月で身体拘束廃止未実施減算を算定していない	☐ 該当	
	近隣の精神科病院と連携し、当該精神科病院の医師の診察を週4回以上行う体制の確保	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
重度認知症疾患療養体制加算（Ⅱ）	入所者等がすべて認知症の者	☐ 該当	
	60m ² 以上の専用の機械及び器具を備えた生活機能訓練室	☐ あり	
	届出の前3月において日常生活に支障を来すおそれがある症状等から介護を必要とする認知症の者の割合が2分の1以上	☐ 該当	
	看護職員が常勤換算法で入所者等の合計数が4又はその端数を増す毎に1以上	☐ 該当	
	精神保健福祉士又はこれに準じる者及び作業療法士がそれぞれ1名以上配置	☐ 該当	
	近隣の精神科病院と連携し、当該精神科病院に必要な応じて入院させる体制が確保	☐ 該当	
	前3ヶ月で身体拘束廃止未実施減算を算定していない	☐ 該当	
	近隣の精神科病院と連携し、当該精神科病院の医師の診察を週4回以上行う体制の確保	☐ 該当	
特別診療費	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	☐ あり	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（一）次の（1）又は（2）に該当	☐ 該当	
	（1）介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の80以上	☐ 該当	
	（2）介護職員総数のうち、勤続年数が10以上の介護福祉士の割合が100分の35以上	☐ 該当	
	定員、人員基準に適合	☐ 該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）を算定していない	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上	☐ 該当	
	定員、人員基準に適合	☐ 該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）及び（Ⅲ）を算定していない	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	次の（１）、（２）、（３）のいずれかに該当	☐ 該当	
	（１）看護・介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の50以上	☐ 該当	
	（２）看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100分の75以上	☐ 該当	
	（３）利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の職員の割合が100分の30以上	☐ 該当	
	定員、人員基準に適合	☐ 該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を算定していない	☐ 該当	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の（一）、（二）、（三）のいずれにも適合	☐	
	（一）任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	（二）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	（三）経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書

点検項目	点検事項	点検結果	
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、刑罰罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の（一）、（二）のいずれにも適合	☐	
	（一）任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	（二）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の（一）、（二）のいずれかに適合	☐	
	（一）任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	（二）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1 次の（一）、（二）、（三）、（四）のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施 （一）経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上 （二）指定短期入所療養介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている （三）介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上（介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の平均賃金額を上回らない場合を除く） （四）介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回らない	☐ 該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐ 該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ 該当	
	4 処遇改善の実施の報告	☐ 該当	実績報告書
	5 次の（一）又は（二）のいずれかに適合 （一）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を届出 （二）指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては当該指定介護療養型医療施設が、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を届け出	☐ 該当 ☐	
	6 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	☐ あり	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1 次の（一）、（二）、（三）、（四）のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施 （一）経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上 （二）指定短期入所療養介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている （三）介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上（介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の平均賃金額を上回らない場合を除く） （四）介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回らない	☐ 該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐ 該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ 該当	
	4 処遇改善の実施の報告	☐ 該当	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	☐ あり	
	6 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐ あり	
介護職員等ベースアップ等支援加算	1 ベースアップ等要件 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置、処遇改善の実施の報告	☐ あり	ベースアップ等支援加算処遇改善計画書
	2 処遇改善加算要件 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	☐ あり	